

日本学生支援機構 給付型奨学金の案内について

日本学生支援機構より給付型奨学金の候補者推薦依頼が来ています、枠は非常に狭いです。下記の（１）～（３）に該当し、給付を希望するものは、職員室の伊藤(健)まで申し出てください。

※ 貸与型奨学金との併用も可能です。

締め切り ５月１７日（木）８：３０まで

☆ もし貸与型奨学金の希望ではなくても、給付型奨学金のみを希望する人は
５月１８日(金)の１３：００～(視聴覚室)の奨学金説明会に必ず出席してくだ
さい。

（１）人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがある。

（２）学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしている。

- ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(3) 家計について

「推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

☆ 推薦者の選考対象

給付奨学生採用候補者の選考は、以下の①～③のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

条件	説明
① 住民税(市町村民税所得割)非課税世帯の人	・ 家計支持者(※)の平成30年度住民税(市区町村民税所得割)が非課税 ・ 家計支持者の年収が第一種奨学金の収入基準額以下である
② 生活保護世帯の人	家計支持者(※)が生活保護を受給している人
③ 社会的養護を必要とする人	18歳となった時点で(奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で)次の施設等に在籍などしている人 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(旧情緒障害児短期治療施設)、 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親

※ 家計支持者：父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって家計を支えている人（たとえば祖父母等）